

報告第31号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月26日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 671,768円

2 賠償の相手方

住所 \*\*\*\*\*

氏名 \*\*\*\*\*

3 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和2年9月24日午後4時20分頃

(2) 事故発生場所 埼玉県坂戸市千代田四丁目10番8号付近

(3) 事故の内容 市職員が運転する車両が、赤信号で停止中の相手方車両に後方から追突した。

(4) 被害の程度 相手方車両の後部の損傷

令和2年11月9日

ふじみ野市長 高 畑 博